

第16期第3回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和4年3月14日（月）14:00～16:40

場 所：松江市朝日町478番地18 松江テルサ「中会議室」

出席委員の氏名：樋野 博實（2番）、寺本 太（4番）、南 憲吏（5番）、月森 久樹（7番）、永松 正則（8番）、渡邊 恭郎（9番）、矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）、青山 善一郎（12番）、梅田 信男（13番）、中東 達夫（14番）、大野 賢三（15番）

欠席委員の氏名：福田 薫（1番）、堀 浩之（3番）、小川 渉（6番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨拶

【議 長】省略

【安木次長】省略

3. 議 事

- (1) 定置漁業権の移転認可申請について（諮問）
- (2) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (3) 令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について
 - ・くろまぐろ（大型魚）（報告）
 - ・くろまぐろ（小型魚）（諮問）
- (4) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (5) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
- (6) 島根海区漁業調整委員会指示について（協議）
 - ・しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限
- (7) 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について（報告）
- (8) 新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について（報告）
- (9) その他

4. 議事の概要

【事務局長】（議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議長】（議事録署名人として南委員（5番）、月森委員（7番）を指名。）

（1）定置漁業権の移転認可申請について（諮問）

【議長】 それでは、議事の議題の1の定置漁業権の移転認可申請について、事務局から説明、よろしくをお願いします。

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくをお願いします。

どうぞ。

【青山委員】 青山でございます。私も定置網を経営しているもので、後学のためにですけど、これは、権利が、要は組合から会社になる。組合から会社になるちゅうことですよね。

【事務局】 そうですね。

【青山委員】 こちらに書いてあります、合理化を図るために、具体的な、いわゆる経営改善計画が立てられると。

【事務局】 そうですね。

【青山委員】 立てないと、そういったことはできないわけなんですね。

【事務局】 はい。

【青山委員】 だけん、意地悪言うわけじゃないですが、社長だけ替わっとられて何が変わるんですか。いや、ごめんなさい。いやいや、ごめんなさいね、うがった言い方したら失礼だけれども、どう言ったらええんかな、いわゆる村張りで多古大敷さんはやっておられた。そういった中で、軟らかく言えば、仲ようにちゃんと組合のまま変わりゃよかったのにのうと思いますよ。そういう内輪もめの話がここに上がってきているのかなっていうふうに思っておる。違いますか、いや、別にいいんですけど。ですので、これしちゃいけんとか、していいとか、そういう話じゃないんですよ。私はそういった権利ございませぬけれども、ただ、いわゆる組合が会社化・法人化する場合にはこれほどの手続をせないけんわけで、内容はあんま変わってないのに、何でわざわざ

ざこんなことをせないけんだあかね。簡単にしたらもうちょっと簡単にできるもんじゃないのかなと思って。後学のために教えてください。

【事務局】今回、任意の組合さんから法人化するのに伴って、例えば内部留保ができるようになったりとか、法人化することによって経営のメリットであったり、社会的な信用度が増すので借入れとかもしやすくなるというところからも、法人化したほうが良いと。

【青山委員】何だい、これ、取り付けたような話。

株主さんに配分せんととっときゃええだけのことじゃないの。いや、俺、分かんないですよ。必ず配分せにやらんようになってくるのか。いや、ただ、今後そういったところが県内にあるかどうかって私は存じ上げませんが、もう少し簡単にあれしていかと、なかなか承継っていうのは難しくなるんだろうなというふうに思います。今後のことです、今のことではなく。

【事務局】ありがとうございます。

【青山委員】いや、随分何か、時間かかったような感じですけどね、これで見ると、12月の末に認可申請されて、今までかかっちょうだけん。恐らくその前から話聞いてますしね。もう漁期に間に合わんくらいですが。今、今度、多古さん大敷やられるに、昔の会社がやられる許可のまま、全部が会社に移るのに網漬けることになるでしょ。ごめんなさい。

【事務局】ありがとうございます。

【青山委員】いえいえいえ。

【議長】よろしいですか。

【青山委員】すいませんでした。余計なこと言って。

【議長】任意の組合から法人化していくことに対しましては、やはり資産状況を明らかにするとか、資産状況、その辺、当面きちんとした資料を整理することもあって、非常に融資を受ける場合とか、私の立場では保証する場合がありますけど、非常に透明感が出て、メリットが非常に大きいというそこが大きいんじゃないかというふうに理解しておりますが。

【青山委員】分かりました。いやいやいや、そういうことじゃなくて、もっと早うにやってあげりゃええのになということですよ。

【渡邊委員】すみません。

【議長】どうぞ。

【渡邊委員】これは、定置以外の漁業に関しても同じような考えですかね。うちがたまたま生産組合なんですよ。それで、今、株式会社にする場合、やっぱりこれと同じようなことをやらないといけないんでしょうか。

【水産課】今回ののは漁業権の話でございますので、中型まき網漁業の場合は漁業許可でするので全然仕組みが違って、特にこういう難しい、そういうようなことはないです。

【渡邊委員】はい、分かりました。

【議長】よろしいですか。

【渡邊委員】はい。

【議長】そのほかございますでしょうか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、特に意見がございませんでしたら、本件については異議ない旨の答申をいたします。

(2) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

【議長】 それでは、続きまして、議題2の島根県資源管理方針の変更について、よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】 よろしいですか。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしく申し上げます。よろしいですか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、本件については異議ない旨の答申をいたします。

(3) 令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について

- ・くろまぐろ（大型魚）（報告）
- ・くろまぐろ（小型魚）（諮問）

【議長】 続きまして、議題の3になりますが、令和3管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について。これは、小型魚については諮問、大型魚については報告ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件について、御質問や御意見ございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ。

【月森委員】 大田市の月森です。この件を、意見です、これ。3月5日の土曜日に大田市の一本釣りの代表の方と私でお話ししました。それで、一応、今年度のことは譲ると、そういうことで了承を得ました。ただ、次年度ですね、例えばなぎが続いて魚がたくさん捕れて、それで枠がすぐいっぱいになったと。そういうときもあるんで、少しぐらい融通をつけていただけないかと。今までずっと自分たちが、いわゆる、こういう酷な言い方で、損をしてきたんだという歴史があるんで、少しぐらいは考えていただけないかな。今日、定置の方もおられるんで、トラブルは避けたいと思いますが、そういうことが一応要望として出ましたので、県のほうでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 なかなか、配分比率を過去の漁獲実績に応じて配分しているところを、手厚く沿岸の方に県のほうで変えるというのは難しいところではありますが、繰越しのところですね、前年度の残した数量を来年度追加配分でもらえる、5月頃に国から追加配分がある予定になっておるんですけども、その比率を計算するとき、少し検討できないかと考えています。37,38ページが今年のルールでして、また次の議題で来年のルールを御相談させていただきたいんですけども、ここで、37ページの(2)の④のところですね。第6管理期間から第3管理年度、こちらは来年度になると第7管理期間から第8管理期間になるんですけども、の繰越しによって増加した分の漁獲可能量にあっては、前年度のどれだけ残したかという比率で割りますよということになっております。そのところで、普通に今回沿岸から定置に枠を移した後に残した数量で計算すると、定置のほうが増えて見えてしまう、何かおかしいことになる。「もともとわたらの枠だったところで余らせてるのに、沿岸が損してるんじゃないか」ということになるので、その振り替え前の数量で判断をして、この残した部分については沿岸の残した枠だよという形で、この繰越分については沿岸の皆さんに手厚く配分できるような形で計算をさせていただきたいなと思っております。

【月森委員】 そこら辺りは、私はヨコワ漁をやりませんので、上手にやることやってあげてくださいよ。

定置の方とトラブルのないように。すみませんが、お願いします。

【事務局】はい。できる限り、仕組みが崩れない中で、可能な限り沿岸の方に枠をつけられるような形で、この振り替えた結果によって増える分についてはちょっと考えたいと思います。ルールの中でできる範囲で。要望として承りましたので。

【議長】そのほかございますですか。

どうぞ。

【福島委員】福島ですが。今言われるように、やっぱりすごい微妙な、デリケートな問題なんで、マグロだけで無くこれからどんどんTACも増えていきますので、その辺、できる限り行政サイドから分かりやすい説明をしていただくようにして、いろんな資料を前もって見ましたら、やっぱりTACのところすごい何か分かりにくいんですね。その辺はやっぱりかみ砕いて丁寧に御説明いただければ。それぞれの漁業者みんな納得できるような形でよろしくをお願いします。

【議長】よろしいですか。そのほかございますか。

どうぞ。

【矢倉委員】ちょっと教えていただきたいんですけども、2月19日の新聞だったんですけど、クロマグロの資源保護のお願いっていうのが載ってまして、遊漁によるクロマグロの採捕禁止措置を実施中、令和3年8月21日から令和4年5月31日、水産庁というのが載ってて、ちょっとこの議案と関わり合いがあるかないか分からないんですけども、ちょっと中身がよく分からなくて教えていただければなと思います。

【議長】簡単に報告してもらえばいいではないですかね。

【事務局】この海区漁業調整委員会の国版みたいなのがありまして、その広域海区の漁業調整委員会というのがございます。そこの発出する委員会指示で、遊漁者のクロマグロの採捕について制限を出しております。クロマグロの大型魚の遊漁につきましては、漁獲量を報告していただければ釣っていいですよということになっていたんですけども、ちょっと想定外に、国が思っていたよりも漁獲量が、あまりに遊漁で捕れていると。このままでは漁業者が取り組んでいる資源管理について支障が出てくるということで、5月31日までの間は遊漁者のクロマグロ、大型魚を捕っちゃいけませんよという形で制限をかけました。今までは、昨年度までは遊漁に関してはフリーというか制限が何もなかったんですけども、その漁業者と遊漁者の不公平感を解消のためにそういった指示を出していたんですけども、今は禁止という形になっています。

また6月1日から新しい委員会指示になって、また大型魚については、漁獲数量を報告していただければ、しばらくの間捕っていいですよ。漁業者の資源管理に対して影響が出そうなタイミングでまた禁止するというような形になりますけれども、そういった仕組みに今のところなっております。なお、小型魚については採捕禁止です。

【矢倉委員】分かりました。

【議長】遊漁関係の内容は、この次の海区のときにもう少し、この前決まったばかりなんで、今回間に合わなかったと思いますので、次回にもう少し詳しい説明をできるかと思います。

【事務局】次回の委員会のために資料も御準備して御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【中東会長】そのほかありますか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】ないようでしたら、それでは、報告事項の大型のほうですね。こっちについては了承ということで。

諮問事項の小型のほうにつきましては、異議ない旨を答申いたします。

(4) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【議長】では、続きまして、議題4の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について。するめいか、くろまぐろ、これ小型魚、大型魚合わせてですけど、よろしくをお願いします。

〔事務局説明〕

【議長】ただいまの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

【渡邊委員】島根海域と隠岐海域と海域が島根県は分かれていますけど、考え方は、もうこれは、島根県で一緒ですよ。

【事務局】大本の考え方は一緒です。ガイドラインの中で、一応本土と隠岐で漁獲目安を分けて管理はしておりますけれども、基本的な考え方は一緒でございます。

【渡邊委員】はい、分かりました。

【議長】そのほかございますか。

どうぞ。違いますか。

【青山委員】 いいですか、いい。

【議長】 どうぞ。

【青山委員】 お世話になります。マグロのことになると、ほんに毎年毎年、本来ここの場所でお話しすることではないかもしれませんが、お話しさせていただきます。皆さん大変な御努力をされてるとは思いますけれども、この56ページ、これ、見せていただいてちょっと質問なんですけれども、先ほどずらずらずらっと教えていただいたんですが、この中ほどの大型、何や、何か私はよう分かりませんが、小型のマグロを大型に、何か442トン振り替えて630だとか。そのずっと右見ると15%増枠で732トンなるとか。そもそもの話を前からずっとするんですけれども、これずっと下に行くと小型が300トン、それから大中まきが300トンマイナス。その右横行くと、大中まきが566トンプラス、プラス・マイナスとしては、簡単に言や増えとりますわね。大型のほうが単価がええですけど、それは実入りはいいです。

そもそも、前から言うやですけれども、このさんやつは、魚、追うて捕るやつですよ。マグロがおるぞ言うて網巻くやつですが、違いますか、あげですが。我々、定置のことは、私、定置しか知りませんけん言いますけど、定置網というのは入ったって出ますわ。はたから資源管理しちようますわ。今、月森さんがおっしゃられたように、枠を沿岸の中で分け合うっていうのは、それは当然のことだと思います、仲間です。ただ、そもそもの話で、この、何で大中まきがええですか。これ、私がよう分からんですけど、その説明の仕方がね。上手に説明されたと思うんですけど、私はただけんようからんのですけどもね。沿岸から何だい、ヨコワを増やして、要は小型のを増やしてごせと。それを融通すうがために大型を増やした、大中まきが。資源管理、そもそも追って捕るものを規制するべきじゃないんですかね。しかもようけ捕る。彼らはそれを捕らにや生活がならんのでしょうかね。ずっと私、これ疑問に残っとる。このTACっちゅうのが始まって、何だいタイやイワシやらこれから始まると思いますわ。ここにおられる渡邊さんらも大変だと思いますよ。アジ・サバ・イワシやブリなんかいろいろ決まればね、捕っちゃいけんのもある。そら狙って捕るやつです。狙って捕るやつを、じゃあほかのもんにしましようってことはないですわね。

この説明を伺って、この項を見ると、こういうとこで言うべき話ではないかもしれない、定置会のところで皆さんこうやって説明されると、じかにこうやって言うべきことかもしれません。それは分かりませんが、そういった、何ちゅうかな、意見を言う

場所がもうこの頃ないですわね。最初の何年前にありましたが、皆さん覚えちゃいますわね。私が、おまえやちゃ何言っちゃらいつて言いましたが、机蹴たばすぐらいの勢いで。まずないですわね、もう次第におりてきて。天からトン数が降りてくる。何だい馬鹿にされたやなでね。もうこの頃、だけん、ずっと言ってなかったですけど、これ見いと、あられ、また大中増えてごさ。何しやあいいですかいね、うちやつは。これから、沿岸漁業者は。何したら増えます。ムシロでも持って東京行くですか。いや、どげしたらいいもんだか。知恵を授けてください。ここへ出て座って、ああ、そげですか、そげですかって言うことは簡単ですよ。でも、言うこと、おら、県の職員さん並べて、私、言うときないですけんね。

大変失礼な言い方したかもしれませんが、あくまでも沿岸の方々のマグロちゅうと、ボーナスみたいなもんですわね。私、目の前で何千万捨ててますよ、あれして、放流だけ。でもこれ、金はみんな死んじょうますわね。前から言うやですけどね。そげして、すんません、油代が払えません、氷代が払えません、もうちょっと待ってござっしゃい資材が払えません。何と涙が出えやなですよ、こぎやあなこと。こんな数字ばっかが出て、もう今年はこげですね、今年はこげですけん、ちょんぼ増えました、ちょんぼ減りました。

愚痴だと思って聞いてください。皆さんそういったところに出られる機会があると思いますけん、何と、こがなおつつあんがおってこがなこと言っちゃうましたぐらいのことは言ってもらわんとですな。人間の心がちょっとは揺れるかもしれないですから。私も人の財布の中まで見られんけん。今後、定置網、先ほど一番最初にありましたが、新しい社長さんが就かれてこれからやられます、若い方です。夢と希望を持たせなことがない。ちょんぼ1トン増えました、500キロ増えました言われても、はあ。もっと大きいのが増えたっていうのはちょっと何だい悲しげな話ですね。何で増えたか、要は、何遍説明聞いても分からん。すみません、いやいや、こがんとこで言う必要はない話だったかもしれませんが、失礼しました。いや、我慢ができません。

【議 長】 御要望、御意見いうことで。

【青山委員】 私もね、今朝ね、午前中ずっと海出ちよつてね、網で出てきたですよ。ああ、マグロが入あかなと思って網入れたですよ。だも、入ったマグロ捨てないけんなどと思って網入れたですわ。何と大儀なですよ。ああ、ここは海区だわと思って、言わないけんわと思って。すみません。

【議長】非常に強い意見、御要望ということで承って。

【青山委員】いやいやいやいや、私も標準語が分からんけんね。御丁寧に言やええもんですよ。言い方が分からんもんで、すみません。また御教示ください。失礼いたしました。

【議長】よろしいですか。

【青山委員】はい。

【議長】これ、私もちょっと要望ですけど、資料関係、さっきも意見がありましたけど、55から57にかけて、私は事前に目を通しましたけど、結構ややこしくてなかなか難しいという感じで、全部説明するところがんことになるんだろうと思いますけれど、次回から、これはこれでいいとして、少し皆さんに分かりやすい資料をちょっと検討してみてもらえんでしょうかね。その辺をよろしくお願いします。

そのほか御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

【渡邊委員】すみません、ちょっと。

【議長】どうぞ。

【渡邊委員】今の議題ですが、ちょっとお聞きしたいんですけど、まき網のほうで、今、大中型のところを言われたですよね。漁業許可の中にアジ、サバ、イワシ、その他っていうのがあるんですよ。県知事許可のまき網はその他がないんですよ。アジ、サバ、イワシ、全部TACがかかっているんです。隠岐のまき網の船主さんのほうから、何か、その他をつけてもらわないけんのではないかっていう話がある。資源管理とはまた逆をしとるような考えかもしれませんが、何で大中だけがその他がついて、県知事許可がその他がついてないのかっていう、そもそもの歴史が分からんですよね。だから、みんなTACがかかってしまとるんで、例えばスルメイカをオーバーして捕った場合、それはどっか枠から欠けるわけですよね。混獲ですから。そういう場合は、どういう管理になるでしょうかね。その辺の、ちょっと、少し分かって貰いたい。隠岐海区からまだそういう話が出てないですか。

【水産課】隠岐海区はこの後、17日になります。

【渡邊委員】何かそういうふう意見が言いたいってことをちょっと言われたんで。意見を準備しているみたいです。

【水産課】分かりました。

【渡邊委員】それはいけんというのは分かっています。

【水産課】魚種を増やすというお話については、なかなかこの場でそうだよってという回答はできないので、申し訳ないですけれども御意見としてお伺いしますというのが1点と、2点目の、例えばのお話で、スルメイカの今、この県の目安の数量を国から示されたわけですけれども、この中で、中まきさんが捕ったものもこの数字の中に含まれてきますということで、同じように管理していきますということがあります。以前、クロマグロの資源管理をスタートしたぐらいのときに、中まきさんが捕ったりとかしたことがありました。もともとが漁獲実績に基づいてTACが後で決まってくる。昔の実績に基づいて来年度のTACが決まりますよというスタイルになっているので、要は、中まきさんで過去捕ってなかったけど、この年にぼって捕ったら、これはもうこの年の数量の中で管理していかなきゃいけないというような仕組みになりますということです。なので、昔、クロマグロは捕らないでくださいねといって、大分、中まきさんに私もお願いして歩いたことがございますけれども、そういった形で、同じような形でお願いするような形になるかもしれないですということです。

【議長】よろしいですか。

【渡邊委員】はい。

【議長】そのほかございますでしょうか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】ございませんでしたら、本件についても異議ない旨答申いたします。

(5) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）

【議長】では、続きまして、議題の5になりますが、知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて、よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】ただいまの説明につきまして、御質問や御意見ありましたらよろしく申し上げます。

【福島委員】ちょっといいですか。

【議長】どうぞ。

【福島委員】委員 ちょっとこれ、私、うろ覚えで勉強不足な面もあってお伺いしたいんですが、この島根のひき縄のほうの許可で、これ、沖合に対する制限はなしという。

【事務局】沖合のほうのラインは決まってないです。

【福島委員】ラインはないですね。それに伴って、これまた私の勉強不足かもしれんですが、通常5トン未満の船が出れる限界ラインがありますよね。もうあれはないんですか。昔でいう1級だ、4級だの。

【事務局長】小型船舶上のということ。

【福島委員】ですね。

【事務局長】漁業許可と違ってということではなくってということ。

【福島委員】漁業許可とは別な。それが結局、行政の矛盾になるんじゃないかと。漁業の許可を持って3トンクラスの船がそのように沖に出ますよね。そしたら、今度は海上保安部が摘発するということはあるわけ。

【大野委員】それはありません。許可のない船は使われません。

【福島委員】いやいや、許可じゃなくて、結局ここではうたわれとるんだけど、沖合の許可なし、だから、その間行政の二重の縦割りでその辺の調整を今後やっぱりしていかなんと、今、大野さんも言われたように漁業の許可を持つとるからといってどんどん沖に出ていったら、全然違うところで捕まったというような問題も聞くんで、その辺、水産課のほうの意見としてはどうなのかなと。5トン未満の船にも許可を出しとるんですからね、実際。

【水産課】今のお話は、小型船舶の検査を受けているかいけないかというお話があって、要は、漁船登録してますよ、だけど12マイルよりも沖に出るときは、小型船舶の検査を受けてないと12マイルよりも沖に行けないんですよ。多分そのお話だと思います。なので、要は12マイルよりも沖に行くときは、ちゃんと小型船舶のJCIの検査を受けてねっていうだけです。

【福島委員】それは、じゃあ、個人の責任の範疇ということですね。

【水産課】そうですね、はい。

【大野委員】結局、検査が6種類ぐらいあって、それをみんなクリアしないと12マイル以上にならないわけです。だから、そのための検査ちゅうものはひき縄の人はみんな出します。

【福島委員】あとは、5トン未満の方にはそういう、何か、これをお伝えして許可を与えるということですか。

【大野委員】そう。

【安木次長】特段与えてないと思うんですけど、多分、小型船舶の違う法律によって決ま

ってるので、5トン未満の船を持っておられる方は重々勉強して免許を得ておられるはずですので、12マイル以上出たらまずいよってというのがやっぱり承知しておられると思います。

【福島委員】その辺は、この、せっかく許可を出すんだから、その辺を少し丁寧に教えてあげたら、今後、これから若い子らも新規でやられることもあるので。

【大野委員】ただ、同じ許可でも11メートル以上は、警笛でも1級の警笛をつけないといけないとかあって、11メートルはなければボンベのブーってやつだけでも許可が出るっっちゃうことになって、あれがちょっと矛盾してるんですよ。こまい船のほうが余計危ないと思うんだけど。

【渡邊委員】沖に出る海里ですね、あれは検査の関係でJ C Iを受けとるか受けてないかで決まってくるんですよ。だから、同じ私たちの19トンのまき網でも、J C I、長崎なんかはほとんど受けてないんですよ。そら、島があるから島からっっちゃう許可。

こっちはもう全部受ける、J C I。そりゃ検査の関係だと思う。

【議長】その辺はまた、各漁業者にお伝えください。

【水産課】たまに捕まえられる方がおられる。

【渡邊委員】多分知らなくて、J C Iを受けてなくて、よその県から買ってきてそれを乗っかって、これ、J C Iの検査を受けてないじゃないかっていうことで、やっぱり保安部から言われるっていうことはあります。だから、漁業の許可とはまた別個ですよ。

【水産課】はい、ですね。

【議長】漁業に限らず、一つの行為に対していろんな法律や縛りがあるというのはよくある話で、そこで自分で勉強する必要はあるのかなという気はしますけれど。申し訳ないですが。

そのほかありますか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】ございませんようでしたら、本件についても異議ない旨答申いたします。

(6) 島根海区漁業調整委員会指示について（協議）

- ・しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限

【議長】続きまして、議題6、島根海区漁業調整委員会指示について、これは、しい

らつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限についてでございます。

よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく申し上げます。よろしいですか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】それでは、本件については指示の更新でございますので、引き続いて指示を発動することといたします。

（7）漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について（報告）

【議長】続きまして、議題の7、漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について、よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。どうぞ。

【渡邊委員】この団体漁業権っていうのは、J Fしまねに対して権利が与えられるということでしょうか。

【水産課】そうです。J Fしまねさんですとか海士町漁協さんとかが対象となります。

【渡邊委員】それで、ちょっと言いにくいですけど、この前、岸会長が密漁に対して告訴されなかったんですね。それに対して知事が漁業権を与えられるような団体じゃないんじゃないかということでコメントされとったんですけど、漁業許可を取り消されるっていうことが本当に起きるんですかね。そういう場合は、今度は島根県が管理するということになりますかね。そこら辺、ちょっと。

【議長】どうぞ。

【安木次長】知事のほうから、密漁に対してJ Fしまねの対応がいかがなものかと、こういった漁協さんに漁業権を免許していいものだろうかというような発言はあったかと思いますが、基本的に今の段階でいうと、どういう対応でどういう考えの下に、それを、例えば告訴しなかったのか。ケースがいろいろあって、100個を超えるサザエを捕っていた事例もあったり、ほんの数個であったものから。一律に何年間かそういう告訴、地元からはそういう要望があったにもかかわらず何もなかった理由を今問うて

いるところなんです、これからその考え方なりなんなり聞く上で、やっぱり J F さんに漁業権を与えることは難しいという判断に至れば取り消す、あるいは漁協じゃなく誰かに免許する、あるいは漁業権そのものじゃない資源の管理の仕方っていうのを考えなきゃいけないんですけど、今のところ取り消す予定とか、そういったことはまだ何も言えないんですが、やっぱり全国的に漁協さんが漁業権を免許されて管理するっていうのが一番効率的なやり方だというふうに思ってますので、我々としては、ぜひというか、漁協さんがきちんと管理をしていただく、そして密漁に対しては厳しい対応をしていただくっていうことかなと基本的に考えております。

【議長】 よろしいですか。

【渡邊委員】 はい。

【議長】 首長さんが発言されてる話ですので、なかなかそこを、ここでああだこうだいうのも難しいところがあるかと思うんですけど、今日のところはこういうところで。

そのほかございますでしょうか。

【寺本委員】 よろしいですか。

【議長】 どうぞ。

【寺本委員】 この会議ではちょっと関係ないんですけど、前回、第2回会議で灯火規制の話があったと思います。平田の沖のほうで海が真っ白になる灯をともしていると。こちら辺、最終的な結論は、規制されてる灯火でやっていかんといけないということでしょうか。というのは、うちのほうの定置でイワシが久方ぶりに大漁だったです。次の日、沖のほうでまき網がやったら1匹も入りません。3マイルよか沖のほうでやってるんですけど、規制された灯火でやるとるかどうか。定置の社長からは確認してくれと言われたもんですから、それ、ちょっと今日議題に上げさせてもらいました。

続けてもう一つ。これ、勉強不足ですみませんけども、今、TACでこれからどんどん規制されていくようになると思います。最底辺の底辺の増殖経路とか、そういうものはあるでしょうか。境水道ではイワシなんか結構捕れます。それが大きな河川の下流では、植物プランクトンが発生して、動物プランクトンが食べて、イワシ関係がどんどん増えてくるんじゃないかと思ってるんですけど、その植物プランクトンの増殖関係、これはTACでやったらイワシも捕れなくなると思います。そこら辺をちょっと教えてもらいたいんですよ。すみません、私、勉強不足で。実際こういうことやるとるよって言われれば、もう、教えてもらっただけなんですけども。以上です。

【議 長】 T A Cの話は後で報告があります。そっちに合わせてやって、さっきの灯火の話はコメントいただければと思います。

【水 産 課】 灯火の話なんですけれども、まき網の灯火の話だと思います。昭和の40年とか40年ぐらいに遡ったときに、灯火の問題は中まきだけではなくて、イカ釣りも灯火を使うんですね。イカとか中まき、いわゆる灯火使って魚捕るよっていうものを含めて、なかなか話をしていけないけんというふうに思います。その頃に、県外から大型とか中型のイカ釣りがやってきて、ばんばん灯をたいてやったという、どうも、私はまだ働いてないですけど、そういう実態がありましたよと。その頃にいろいろと規制をかけていったというようところがございまして。

イカ釣りについては、今、60キロワット規制っていうのがあるんですけど、これも昔は小さな灯から、県外のイカ釣りに負けないようにどんどん地元の人も灯火を上げていった実績があって、言葉は悪いですけど、当時、実態を追認型で60キロまで上げたということございまして。

中型まき網についても、当時、同じように上げたいよというふうにしておったんですけども、水産庁のほうに相談したら、大中型まき網というのがあって、これ、大臣許可漁業なんですけど、それと同じような灯火じゃないと駄目だと言われて、実際はもうかなりな灯を使っていたんですけども、これを、ここに上げさせてもらえなかったという実態があることが分かりました。

我々としても、今の規制の中では、一隻当たり10キロワットなんですよということになってます。漁業者の方分かるんですけど、10キロワットっていったらどれぐらいかっていうと、イカ釣りの球が3個とちょっとなんですよ。1つの球が3キロワットなんで、だから3個とちょっとしかつけたら駄目だっていうのが今の中まきの規制になってるところでございます。ただ、これはあまりにも実態とかけ離れているので、これについてはやっぱり見直さなきゃいけないなというふうに考えてるのが、今のとこの県の見解でございますということです。

ただ、今後、一方でT A Cが広がっていくので、そうすると、資源量についてはT A Cのほうできっちり守っていくよという形になるので、資源に対する灯火の規制なんかは、案外、何ていうんでしょう、緩和していくのか分かりませんが、そういった考え方もあるのかなというふうに思いますので、今後、T A Cによる資源の管理と許可についている条件みたいところを勘案しながら、今後の規制を考えていかなきゃ

いけない時期に来てるのかなというふうに考えてるところでございましてということです。
以上です。

【青山委員】それなら、今のまき網は違反しとるとということ？

【大野委員】いや、間違いなく違反してますよ。

【青山委員】ああ、ですか。

【大野委員】100%。私はイカ釣り専門でやってますけど。

隠岐の4統で、明かりが24個ぐらいなんですよ。4統だけで24の灯があるんです。全部灯たくさんですよ、母船から運搬船から。結局、もともと謳ってあるのは灯船だけなんですけど、もう運搬船だろうが母船だろうがみんな灯たいちやうから、もうまぶしい、とてもじゃないけどおられませんよ。それをなおかつ、私らはパラシュートで流すので、あれらは立て込んできますから、もう50メートルですよ、船の横。もう周り灯船だらけ。その中でやらなきゃいけないんです、イカ捕りを。もう諦めるしかないですよ、ああいうときは。もう違反だらけですよ。

【水産課】なので、今後、やっぱり調整が必要になってくるんじゃないかというところですよ。

【大野委員】そのとき何回も電話したんだけどね、何年前は。

【青山委員】ごめんなさい、簡単にいうと、スピード違反しちゃうにいいよって言っちゃうやなもんってことですよ。

【大野委員】結局、保安部に言うても、保安部は灯消したら逃げちゃうから、捕まえないって言われてるんですよ。今はもう、網をやったときでないと捕まらん。出来ません。何ぼ保安部に言っても全然足らん。

【青山委員】そぎゃん、にくいとかにくくないと言う話ではなく、ただルールがあって、それを逸脱してる状態をおたくなんかは認識しちよらいて、見逃しちゃうわけですか。

【水産課】見逃しているわけではなくて。

【青山委員】いやいや、分かりやす言うとそういうことですよ。

【水産課】です。なので。

【青山委員】私は警察の前に出て、いやあ、おら飲酒運転しとってな、いや今日もすうだ。だけんがのう、見逃してごさっしやいよって言われちゃうやな気がして。ごめんなさい、そういうこと。

【水産課】はい、ですけど、今のスピード違反みたいところがあって。

【青山委員】 いやいやいやいやいやいや、だから、ルールがあつて逸脱しちようなる。

【水産課】 いや、おっしゃるとおりです。ただ、そのスピードが5キロでしか走ったらいけないよっていうふうになってるんですよ。

【青山委員】 なるほど、上手に言われますね。でも、5キロは5キロだわね。

【水産課】 です、です。だから、いや、だけんそれが正しいのかっていうのがあつて。いや、イカ釣りは60でいいのに中まきは10しか駄目だよっていうそのバランスも今がおかしいと思っています。

【大野委員】 いやいや、中まき10キロなんかじゃないですよ、灯は。

【水産課】 いやいや、それは知ってます。

【青山委員】 いやいや、じゃあ、例えば、我々定置網が……。

【大野委員】 あんた、10キロだと思つとつたら大間違いだよ。

【水産課】 いやいや、それは重々承知してます。

【青山委員】 今、こうやって許可認められとるわね。ああ、ほんなら、魚が入りがいいけんもうちょんぼ伸ばいて、地元の人もいいてて言ったわ。だったらいいわけですよ。違反はしちようですよ。道網とか、がががががが300も400も伸ばいていって、いや、航行はもうみんなよけて行きますけん。だけん、違反しちようけど、実績としてはこっちのほうが入あけん。どげだあか、こっちも経営もえらいけん、マグロが売れんけん、魚が捕りたいけん、違反しちようわね。

【水産課】 ですよ、そういうふうになったら。

【青山委員】 実態に即すっていうことでしょう。

【水産課】 いや、なったら漁業権を変更すればいいと思うんですよ。

【福島委員】 ちょっと確認。基本、何キロ、何灯という制限はあるわけだよ。

【水産課】 何キロ、何灯制限はあります。

【福島委員】 ありますよね。

【水産課】 はい。

【福島委員】 それに対して、何キロ、何灯の、いわゆる車のエンジンでいえば、10キロしか出ないエンジン、10キロしか出しちゃいけませんよとルールがあるにもかかわらず、3,000も4,000も5,000もするようなものをエンジンに積まれとつたと。要するに何キロ、何灯は決まるとるけど、大きな発電機だったらたけますよね、たとえ決まるとつても。

【水産課】 たけます、はい。

【福島委員】それで、結局、いっぱい集魚灯つけとつても、何キロになつとつたら何キロに調整して、何個しかつけんかったらセーフですよ。でも、それを超えるものを装備しとればやれるということですよ。

【水産課】やれるということですよ。

【福島委員】だから、その辺で規制をかけてもらえないかというのが、今、恐らく言われとることじゃないかなと。

【青山委員】いやいや、私はね、規制をかけてごせとかじゃなくて、ただ、ルールがあるんだつたらルールは守りないや。ルールは変えます。あぎややつがこれから現実に合つちよらんけん、たった10キロで、例えば100トンぐらいしか捕れんけん、マックスで。あんたやつが変えないけんわね、だないだあか。いやいや、現実に即してないっていうのを理解しながらルールがあつて、ここの方通行は、ここに家がいっぱいあゝにかゝに出られんだと。だも、みんなが一方通行でこつちで歩く。そら、反対に来たら現実に即してなくてもそげすうわね。そおがルール、そげじゃないだあか。俺はそぎゃんふうに習つたけど。ちいと真剣に、しゃんこと、いや、現実に即してませんけどルールは決まっておりますだ。ううん、俺はそぎゃん聞こええよ。

【水産課】おっしゃるとおりでございます。

【青山委員】俺はルール守つてマグロ捕つちょうけど。えんや、現実に即したように捕りますわ、罰せんでござつしゃい、何千万になあますけんつて、今、俺やち、マグロのことでえつとギィとなつちょうとこで、そら、おかしいことねえだあか。この場合はいいけど、この場合はいけんつていうやな、さあ違ふよ。即しちょうルールをつくらつしゃあええがね。

【水産課】そうです。はい、です。

【青山委員】ほんできかしゃあいいわね。いや、いけんつて言わさあかもしれんし、いいつて言わさる。だもんが、今はいけんわけでしょ。

【水産課】ですね。

【青山委員】それは罰せないけなまあよ。

【大野委員】でもね、結局、言い訳つちゅうのがあつてね、母船なら母船でその灯をつける、何のために灯をつけるのか、仕事をするため、作業をするため、そのためには灯が要りますとつてつてたりするんだわ、運搬船の。だけど、操業のときも灯をつけちやうから意味がないんですよ。

【青山委員】大野さん、私は分かりませんが、その言い訳が通用するならそれでいいですわ、通用するならね。学校に行きて、いや、おまえパーマ当てちょうだなって言ったら、いや、天パですって言うやなもんだけんね。言い訳は何でもああ。だどもが、根本的には違うっちゅうってことを理解されちよるなら、おれ、別に伊藤さんいじめちようわけでもないけんね。おら、学校でルールを守れっててならって、守らないけんって言われた。いけんてて叱られよっただだけん。大体、悪いことしたら叱られへんだあかね。わいやち、そげん習ったけど。法治国家。ごめんなさい、いや、私は曖昧なもんだ、グレーなもんかと思っとなすけん。

【安木次長】確かに装備としてはやっておりますが、ルールは守っていると。

【青山委員】いや、ごめんなさい、私ね、こぎゃん人間でね、はっきり言や、そりゃ量がああけん、水揚げに貢献しちょうけん、ある程度のところは見逃さないけんてて言いたいところもああとありますよ。だもんが、そげすうと切りがないですが。悪いことてて言ったらおかしいけれども、ルールはやっぱり守らないけんです。ルールが今の現代に即してないなら変えないけんでしょうが。変えないけん努力をしちよられんけん。

【水産課】いや、なので変えようとしたんですけども、水産庁が駄目だよと言ったので変えられなかったんですよ。

【青山委員】ほんな駄目だわね。

おらやちゃ、水産庁のいうこと聞いてマグロ捕ちよらんがね。おら、水産庁の世話になっちょうへんよ。あんた、そげん。

【水産課】我々も変えようとしたのですが、変えられなかったんですよ。

【青山委員】そげん、それいけんだわね。いんやだあか。親がいけんてて言っちょうにかあに。

【水産課】でも、親が正しいわけでもないんです。

【青山委員】いや、じゃあ、おらやちゃそうならどげすうだかね。あんたたち水産庁のこと言っちょうね。

【水産課】いや。

【青山委員】いい、さっきの天然パーマの話じゃないよ、パーマ当てちゃいけんって言われたらパーマ当てちゃいけんわね。違うだあか。おら、もういつも、しゃん話、聞かあごとにかっかかっかかってのぼせえけど、そらそげだわね、こん中で俺、一番若いもん。そぎゃんもんが長いこと漁師せないけんただだけんね。ルールはルールをつくら

ないけんかねえかいね。そら、量がああけん、何億捕うけんって言って言ったけど、あれはないけん。

【福島委員】 こういう意見が出とったいうことを、今度の隠岐の海区のときにちょっと言ううとってもらうぐらいで収まりませんか。

【青山委員】 ええや、おら、収まあへんよ。いやいや、それはルールはルールだ。違うかね。おらやつに守れって言って、あんたやつ何だ。あそこのやつは、そら現実に即してないけど、水産庁がいけんてて言った。じゃあ水産庁にもっと言うだわね、現実に即してないって。島根県でこれほど漁しちょうけん、何と水揚げ貢献しちょうけん。そこがああへんかね、見逃しちょうとこに。こぎゃんとこまで言いたくないけど、うちも、うちだてて世話になっちょうけんね、みんなに。やすやす言いたくないけど。

【渡邊委員】 島根県が、前、安木さんに質問したことがあるんですけど、海区が分かれとるでしょう。一番まき網が多いほう、一番ここのところは隠岐海区に全部おるんですよ。本来はもうちょっと今みたいな議論をして、それから県のほうに要望を出してこういう実態にしてくれっていうところまで本当話はすればいいんですけど、うちはもう実態調査を受けたんですよ。実際にどういうのをつけると、使つとるというので、平均的なところで指導がある思ったら、それからもう何十年もたって、何にもないんですよ。だから、本来だったらこういう意見が出て、調整していただいたほうが本当はいいですよ。やっぱりルールをつくってもらう。今も盛んに出とるように、実態ともう物すごいかけ離れとるんですよ。それでほかの漁業者の人にも迷惑かけとるっていうのは、もう実態としてあるんですよ。だから、本来、やっぱりまだこれしないといけないというのは、やっぱり、ほかの県見てもかなり厳しいですよ、国に対しては。島根県は、私らからすればありがたいことにかなり認めてもらつとるところがあるんですけど、今の隠岐の装備なんかを見たら、もう物すごい装備なんですよ。しかも、やっぱりかなり稼いどるんで、設備、設備でかなり、資源管理にも関わってきますけど、運搬船なんかでも、今度使われるのはもう300トンクラスなんですよ。そういうのを造ってくると、本当に資源管理考えとるんだらうかっていうような、その安全性とか中の居住性とかをよくしてトン数が大きくなつとるっていうのは分かってるんですけど、やっぱり、いろんな日数なんかもかなり出るようになると思いますし。問題はやっぱり漁師の人から話があるわけですから、やっぱり何とか考えてもらわんといけんというようなことは思いますけどね。まき網としていろいろと意見をい

ただきたいというのはあります。以上です。

青山さんもこれだけじゃ納得せんでしょうけど。

【青山委員】そうですね。おらやつは若いけん。

【大野委員】エンジンも何とかして欲しいですわ。

だって、岬から浜田まで1時間弱で行きますわね、あっちゃやちは。

【青山委員】ルールでそれほどありゃええですわ。

【渡邊委員】まき網がもううちしかおらんようになったんで、今度はもう、隠岐も両海見てるんですよ。だから、スピード出してどっちでも行けるようなコントロールパネルついてる。だから、全般的に影響を受けやすいですよ。

【青山委員】いやいやいやいや、そら、大きいすうだとか小さくするとかじゃなくて。

【大野委員】多伎口のほうに反応がなかったら、もう保守で西に走りますからね。

【渡邊委員】すごいですが。

【大野委員】たら、もう1時間で。

【青山委員】海区でルール逸脱しちゃうって話を公認されたら、何のためのこの会ですか。何、この部屋に集まる意味、そいで、また今度にしましょう、はい、また今度にしましょうって言ったら、何しにおれ集まってる。いんやだあか。

【大野委員】結局、造ったもん勝ちになっちゃってるから。

【青山委員】いやいや、まあまあごめんなさい、俺は現実に即したい、だから現実即したいやり方のルールをつくられる努力をしてますけん。去年もやりました、先月も行きました、先々月も行きました、でも駄目でしたというなら分かあですよ。そぎゃん、どげこげ、段階的にやってるんだな。何と、何年前に大型がどげだ、こげだってけろけろって言われたら、知らないもん。もうあしたヨコワが入ったら揚げるよ、俺は。あんたやち目つぶっちゃうなさいよ。電話をしても、ああ、すんません、分かあませんって言わさいよ、はあ。こらルール破るよ、そぎゃんことしたら、何ぼでも。あっこら辺行ってアワビやサザエ捕うよ。どげんなあかね、違わへんかね。次長、どげですかね。おら、言い方が乱暴かもさんけど、違うだあか。何のためにここ来ちゃうや、俺、よう分からんわ。

【安木次長】青山委員さんがおっしゃるように、ルールがあって、それを破ってるっていうか、それを、何ていうか、はっきり認めたっていうつもりはないんですけど。

【青山委員】つもりはないつつても違うですわね。

【安木次長】恐らく、何ていうか、さっきも言ってましたけど、装備があって、灯火がこ

れぐらい本当はたけるんです、ルール以上にたける、それを使ってる場合は、それで集魚をしている場合は、はっきりこれは違反ですって言いますが、大野委員さん言われたように、今までずっとその言い訳で、というか、船上作業なんかに必要なですと、ということで、ずっと、何ていうか、取締りっていうのができない状態があった。

【青山委員】できないって、しない。

【安木次長】してもなかなか捕まえられないっていう実態があったっていう。

【青山委員】何で新せいふうに何億もあげるや。

【安木次長】だから、ルールはルールとしてあるので、あるんだけど実態にそぐわないという話をさせてもらいました。これは何とかしていかないといけないなと思いますけども、まだそこは沿岸からの御要望で、まき網、際限なく明るくたいてけしからんじゃないかというお話と、もうまき網のほうからすれば、過去からの実態として、さっき、過当競争っていうか、よそから来る方々との。

【青山委員】次長、話にならん、しゃんこと。過去がどげだてて、その分の免許で自分は免許もらっしょうでしょう。おらの車は10キロしか出ません免許持っしょうけん、10キロしか出さんつう、そうがもんだわ。いんやだあか。

【安木次長】そうですね。

【青山委員】私は、別にそれが現実に即してないけん、明かりいっばいたいとるけんいけませんよってんじゃないよ、それがそういうやり方で、それで経営があれだったら、それはやらなさいよっていうルールをちゃんとつくってね。あんた、あきれたわ。ルールつくるほうがそぎゃんこと言われたら。いや、そこ、座っちょって黙っちょらいやつは、どげかいね、大学出てみんな座っちょられえが。おかしいことない、本気で思わな何だ大変えられんよ。もう一生懸命朝から沖にまみれてここ来たらしゃん話され、情けない、おら。別にJFが県、丸山さんがどうだ、岸会長がどげだ、しゃんことどげでもいい。ルールはちゃんとしましょうよ。あんたやつ、これでルール守うなさいっていう話しちょうじゃないか。どがなやちゃ、帰ってきて、ほんで、何だいヨコワが来年こげだぞ、頑張らっしゃいって。追加TACの話すうの、俺、一生懸命聞かかと思っちょったのに、もうやめたわ。今日ここで帰らせてもらうけんね。あんまだらげなんで。失礼にもほどがああ。大体、しゃんことで腹立たんだあか、俺一人だあか、頭がおかしいだあか。後でゆっくり教えてもらってもいいし。いやいや、俺が言っしょうことが間違っちょったらそげ言ってください。どうですか、次長。

【議長】いろいろおっしゃりたいことはあるとは思いますがね。

【青山委員】まあ落ち着いてください、青山さんって言われたて、おら、よう落ち着かんですよ。

【議長】ただ、規制と……。

【青山委員】いや、規制が必要だったでしょ。

【中東会長】いや、実は、規制と実態が差があるといけんというのが、あまりにも差があり過ぎて。それを解決する着地点というのがなかなか、何も考え、知恵、皆さんいろいろ出しとんだけど、いいアイデアがなかなか出てこんというのが実態だと思うんですよ。

【青山委員】だも、でも、そげじゃあ、何もかんもがそげなりますよ。

【大野委員】青山さん、ルールは破るためにあるもんだけん、やめましょ。

【青山委員】いやいや、そげ、さっきの話じゃないけど、学校で叱られよったけどね。こぎゃん大きゃんズボンはいて、こぎゃん短い学生服着りゃ、先生に叱られるわね。あいつ違うだないうて、すこんと殴られるわね、痛あてて言って面白くない。しゃんルールちゃ守らないけんって、わいちゃ、こまいときは叱られよったわね。そぎゃん、ルールを守ってきよったでしょ。現実とかけ離れちようがなって、何とかする努力をすうだ。そげさなずうっと文句出えよ、永遠に。いいわ、いいわ、ほんならそげすうだわ。もう捕うだわ、ほい、ほい。もうおらやちゃやめたわ。帰ったらいけんけん、俺は帰りませんけん、はい、いいですよ。

【議長】時間もありますので。

【青山委員】気は済んじょらんですけれども、進まな晩になるですけん、はい、どうぞ。すいません、失礼なこと、すみません。

【議長】そういう強い意見が、非常に強い意見があったということは承りましたので。

【青山委員】いや、いけな事代の社長や祐生の社長たちやちゃ、みんな呼んで言うですわね。おまえやちは使われんだが、どげしたもんだかってって。

【矢倉委員】ちょっと、直接の当事者じゃないんですけど、今の議論を聞いてまして、やっぱりルールはつくったんならそれは守るとというのが普通だと思うんで、それが現実と即してないということであれば、県もやっぱりきちんと期限を切って、これぐらいまでの間にはきちんとした明かりが見えるなりなんなりみたいな対応をしていただかないといけんし、ぜひ次長さん、いつ頃ぐらいまでにはきちんと対応をさせていただ

きますぐらいの返事をいただかないとですね。僕は当事者じゃないけん、ちょっと側から聞いててそういうふうに思えたもんですから、一言。

【安木次長】すみません、ルールは守らないといけないっていうのは、これは基本だと思ってますんで、それを、今現状を破ってますよ、でも黙認してますよっていうふうに声高に言ったつもりはないんですが。

【青山委員】言ったら殺されえわね。

【安木次長】ただ、実態としてそういう状況にもあるんだろうなと想像してたところがあって、なかなか手をつけられなかったっていうのは実態としてあります。

今後どうしていくかっていうところで、まき網の灯火あるいはイカ釣りも含めて、どういう、今のルールを変えるなら変える、ここは沿岸の人とかと協議をして決めていく必要があるんだろうなと思ってますが、いつ頃までについでいうところは、来年の、いや、すみません、結論をいつまでに出すっていうのはなかなか、今この場でも難しいんですけども、今、何ていうかな、漁業法変わって、いろいろ漁業の在り方、許可の在り方が変わっていったるので、来年1年程度かけてそのところの問題をよくよく、漁業者の皆さんも含めて議論をしていきたいなというふうに思ってますが、こんな、今のところはこれぐらいで、ちょっとすみません。

【大野委員】それと、あと一つお願いがあるんですが、できれば、今3マイルを5マイルにしてもらえんだあか。3マイルいうたら、もう水深で90メートルぐらいなんで、90メートルいったら、もう陸からすぐそこなんですよ。

【安木次長】それは、そこら辺の問題につきましてはですね。

【大野委員】これ、昔、何年か前に海区で5マイルを3マイルにしたんですね、たしか。それまでは5マイルだったんですよ。

【事務局長】いや、それは違います。

【大野委員】3マイル、最初から。

【事務局長】はい。

【渡邊委員】浜田にまき網が7か所、8か所、イワシのところにね、定期的にイワシのときだけ、あの頃、39型もおったんですよ。39型が19トンと同じようにイワシの時期だけ入らせてほしいって、2か月か3か月入らせてもらったことはありますけど、19トンが3マイル、39型が5マイル、それは変わらないです。

【大野委員】でも、その19トンが大きいですからね。昔より。

【渡邊委員】前頃からすると、もう30型以上の動きですからね。

【大野委員】動きですからね。

【安木次長】そういったことも含めて、後は個別の問題については、そういった協議の中で詰めていければと思っておりますけど。

【渡邊委員】こっち側よりも隠岐海区のほうで投げかけて欲しいですね。あちらのほうはかなり問題がありますよね。

【青山委員】渡邊さん、針のむしろに座っちょうやな。

【渡邊委員】え。

【青山委員】今、針のむしろに座っちょうやな気持ちがしちよられる。

【渡邊委員】うちらもきちっとしたルールを、今のだったら、特に、今の発電機の大きさじゃ漁はできないですけど、きちっとした基準で決められたキロ数でやってもらったほうが私のほうはいいです。特に隠岐なんかは、もうめちゃくちゃに大きくなってますよ、皆さん御存じだと思いますけど。よろしくお願いします。

【南委員】すみません。ちょっと分かっていないんですけども、一番引っかかっているところが、水産庁の大中型と同じ灯火じゃないと駄目だというお話だったと思うんですけども、それっていうのは、大中もその灯火の規制はどういう実態になっているんですか。

【水産課】ちょっと今、ぱっと出せるものがないんですけど、同じ10キロワットだったと思います。すみません。ちょっと正確な数字はないんですけども。

【南委員】やっぱり、水産庁のほうからそういうお話があれば、実態と違いますよというお話をしたとしても、もう議論できないようなものなのですか。

【水産課】法の立てつけ上で、漁業法に基づいて島根県は漁業調整規則がつくられていますね。この規則の中に、知事がこういう許可出していいですよとか、条件をつけることができたりするわけなんですけれども、その規則を変えるためには水産庁の認可が要るんですね。認可制なので、水産庁が認可しないとされたら規則が変えられないというのが現状でした。

【南委員】次の議題にも関連してくるんですけども、そうやって、TACが200種になってくると現場の実態と全然合わないようなことがこれから出てくると思いますので、それが県から水産庁のほうに言えないような体制ですと、ちょっと、またいろいろと議論が出てくるのかなと思いましたので、その辺の、私はちょっと分からないん

ですが。

【水産課】いや、それがクロマグロなんですよ。いや、もうトップダウンでやってきたので、なかなか、にっちもさっちも。

同じようなことが今後あるかもしれないです。このTACの話はまたこの後の議題で。

【福島委員】水産業に対しては、島根県よりまき網協会のほうが力があり過ぎて、水産庁のやってきたこともまき網協会から横やりでボーンと変わったりもする。

【大野委員】これが実態ですよ。

【福島委員】日本定置協会も何の力もない。

【渡邊委員】県によって許可の範囲が違うのなんて。

【水産課】県によって知事許可事業の条件とかは変わってきます。

【議長】すみません、議題がまだ終了しておりませんので、ひとまず、一通り終わってから意見交換等をお願いしたいと思います。

それと、この問題、何十年もずっと来て、なかなかいい解決方法はなくて皆さん苦しんできたという経緯もありますんで、いつまでに回答してくださいというのはなかなかつらいことがあるというのは、そこは理解していただきたいと。

【青山委員】しゃんこと言うたてて、きっちりそぎゃん、毎年そげん、言わないけませんわね。おらやつぁ、船や商売しちょうものは。言わな直らんですけん。またなあですよ、早うって。

【議長】ということで、次の議題に移らさせていただきます。

(8) 新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について（報告）

【議長】どこまで行ったか分からんようになりましたけど、議題の8、新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について、これと、先ほどの御質問に合わせて説明していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

〔事務局説明〕

【議長】先ほど寺本委員の御質問の内容については、コメントはいただけませんですか。ごめんなさい、ちょっと、内容をもう一回、ちょっと時間行き過ぎてちょっと内容があれです。すみません、もう一度、ちょっとよろしくをお願いします。

【寺本委員】食物連鎖で、上位の魚はTACで規制されていくの分かりますけど、シロイカとかイワシ関係、その下位の魚が食べるものに関して、何か計画されてる、県で実

施されてるかどうか。植物プランクトンの増殖関係とか。まず、下位の魚が食べるものがないと釣れないと思います。これ、ちょっと私、そげん分かんないんで、ちょっとこれお聞きしたいです。以上です。

【染川課長】 ちょっと答えになっているかどうか分からないんですけども、現在、国のほうの直轄事業で、隠岐周辺のほうでフロンティア事業を行っておりまして、アジとかそういったのは令和2年度までに完了したんですけど、今、ズワイガニの魚礁、魚が集まるところを造ったりとかして、そこで魚とか集魚できるような仕組みを今やっているといたるところで、そこに魚が蟄集するようなことを国の直轄事業として進めておりまして、県としてもそこに対して一緒に取り組んでいるといたるところでございます。すみません、ちょっと答えになってないような気がしますけれども、今、そういった状況でございます。

【安木次長】 すみません、今のちょっと補足しますと、魚礁を入れてるという説明あったんですけど、魚礁を造って、湧昇流っていう流れをつくって、植物プランクトンなり動物プランクトンを増やすってというような効果があるようなものを国が直轄でやっておられると。そのほか食物連鎖の下のほうの生物を何とか増やそうってところは、ちょっとないかなというところがございますけど。

【寺本委員】 ありがとうございます。上で規制したものと、一番下を大々的に増やしていかないことには、そのうちいなくなると思いますんで、水産庁とも打合せ等があったときにそこを大にして言ってもらいたいと思います。

【安木次長】 はい。すみません、今思いついたんですけど、例えば、磯焼けの問題とか、そこも含めて国に言って、国とも連絡を取りながら県としてもできることをいろいろやっていきたいなというふうに思ってます。

【寺本委員】 ありがとうございます。

【議 長】 そのほかございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議 長】 それでは、無いようでしたら、この件については報告でした。

(9) その他

【議 長】 その他、事務局から情報提供等ございますか。

【事務局長】 すみません、水産技術センターのほうから、2021年の漁業生産の状況につい

て少し情報提供させていただきます。

【水技センター】水産技術センターの内田といいます。資料でいうと132ページ以降になります。令和3年度、2021年の島根県漁業の動向について御説明します。座って説明します。

【議長】どうぞ。

【水技センター】まず、最初なんですけども、ちょっと語句の説明だけしておきます。そのページを開いていただいて、下のほうに青い字で書いてありますけども、過去の漁捕量と比較するために、前年とか、あと平年とかってという言葉が中に出てきます。前年はもちろん2020年の令和2年のことを示すんですけども、平年っていう言い方をしますと、これは基本的に過去5年間の平均を示しております。それと、平年比が120%よりも高い場合が「平年を上回る」、80から120%が「平年並み」、80%より低い場合が「平年を下回る」という形で表現をしております。

昨年もちょうと御指摘を受けたんですけども、皆さんが思っておられる感覚といまいちちょっと違っているところがありますので、そういうところは少し、ちょっと数値上の、どういいますかね、分類っていう形でそう分けておりますので、そのところはちょっと御了承いただきたいと思います。

それでは、1ページ目、133ページの、まず円グラフを見てください。これ、2021年、令和3年の総漁獲量と総生産額を示しております。総漁獲量は8万9,000トンで、前年と同じ漁獲量になりました。これは、平年と比較すると85%という形で減少しております。まき網が全体の約8割を占め、定置網、小型底引き1種、沖底いう形で続いています。そして、総生産額は151億円で、前年に比べて4億円の減少となりました。過去5年間で最も低い数値となっております。総漁獲量と比べてまき網の割合は減少しますが、まき網が43%を占めておりまして、定置網11%、小底10%、沖底9%という形になってます。

一番このページの左の棒グラフを見てもらいますけども、総漁獲量については平成の終わり、28年から30年というのは10万トンを超えておったんですけども、令和に入ってから少し低調に推移しているということが分かります。そして、令和3年の魚種別ではマイワシが2万9,000トン、サバが約1万1,000トン、マアジが1万トン、ウルメイワシが1万トン、ブリが8,000トンで、これは島根県における上位魚種という形になります。平年に比べてマイワシ、ウルメイワシは増加しておりますけども、サバで

いうと平年比で49%、マアジは46%、ブリについては76%、これがちょっと減少傾向が見えます。生産額については、この赤色の折れ線グラフで示しておりますけども、平成30年以降減少傾向が見えるっていう形になっております。

続いて、漁業種別の説明をします。ページをはぐっていただきまして、最初にまき網になります。まき網全体の漁獲量は7万2,000トンで、平年比の87%、生産額は64億2,000万円で平年比の81%です。そして、この図、ここに図を示しておるんですけども、図は中型まき網の漁獲量及び生産額の推移という形になってます。まき網の大半を占める中型まき網の漁獲量は6万7,000トンで平年比の91%、生産額は50億円で平年比の83%でした。前年に比べてマイワシ、ウルメイワシの漁獲量は増加しておりますけども、マアジ、サバの漁獲量が3年連続で減少しております。その影響もありまして、生産額は減少しているっていう形になります。また、これは先ほど説明した島根県全体のまき網を多く占めますので、生産額にも影響が出てるっていうことになります。中型まき網1船団当たりでは、漁獲量で6,700トン、金額で5億5,000万円となっております。

次に、沖合底引き、2そう引きになります。下になります。令和3年の漁獲量は2,400トン、平年比57%、生産額は13億9,000万円、これは平年比69%でした。

そして、ここに、図に示しておりますのは、石見地区の沖底になります。石見地区の沖底だけで見ますと漁獲量は減少しているんですけども、生産額は僅かに増加しているっていう状況が見えます。魚種別では、ケンサキイカ、キダイ、アカムツ、アナゴ・ハモ類、マトウダイが上位魚種となっております。

そして、次のページです。小型底引き網1種になります。令和3年の漁獲量は3,300トンで平年比で88%、生産額では14億5,000万円で平年比85%、1隻当たりでは86トンで、これは平年比の96%、生産額は3,800万円で平年比の92%で、これは両方とも平年並みとなっております。魚種別の動向では、ソウハチ、アンコウ、アナゴ・ハモ類という形で続いております。

次に、定置網になります。令和3年の漁獲量は4,600トン、平年比で78%、生産額は15億9,000万円で平年比の87%、ちょっと少し減少傾向が見えるかと思えます。このうち大型定置については、1統当たり漁獲量は203トン、生産額では7,000万円でした。地区別では出雲地区が一番多く占めるんですけども、3,200トンで平年比の83%、ちょっと、ぎりぎり、これ、平年並みという表現をさせていただきたいと思えます。そし

て、石見、隠岐については漁獲量は少ないんですけども、こちらの2地区については平年を下回っております。魚種別ではサワラ、マアジ、ブリ類などが主体となっております。

続いて、釣り、はえ縄になります。ページをはぐっていただいて、全体では令和3年の漁獲量は709トン、生産額は6億2,000万円で、漁獲量、生産額とも平年を下回っております。地区別には、出雲地区、石見地区の減少が大きくて、これも平年を下回っている状況になっています。近年、総漁獲量が減少傾向にあるのは、漁業者が減っていることが一番の原因かなということが言えると思います。

最後にイカ釣りです。令和3年度の漁獲量は392トン、生産額は3億4,000万円で平年比の60%、図を見ていただくと分かりますが、令和元年度からケンサキイカの不漁が続いていますし、スルメイカも前年に比べて減少している形になってます。

ちょっと急ぎ足ですけども、私からは以上です。

【議長】 ありがとうございます。

ただいまの内容について、御質問等ありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】 そうしますと、以上で予定した全ての議題を終了しましたが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から御意見や御質問等がありましたらよろしくお願ひします。ありませんでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

それでは、以上で議事を終了します。

5. その他

【議長】 あと、事務局から次回の開催予定について説明をお願いします。

【原事務局長】 次回のお話をする前に、資料1の附属資料を回収させてください。すみません、今から職員回りますので、ちょっと回収させてください。

あと、次回ですけれども、サバ類の漁獲可能量の設定に係る諮問などを御審議いただく必要がございます。6月に開催する予定としておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

【議長】 それでは、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございます。

6. 閉 会

【議 長】（閉会を宣言 16:40）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次 長	安木 茂
農林水産部水産課	課 長	染川 洋
	グループリーダー	伊藤博理
	主任技師	平松大介
東部農林水産振興センター	水産部長	道根 淳
	水産課長	爲石雄司
	主任水産業普及員	白石陽平
西部農林水産振興センター	水産部長	小谷孝治
水産技術センター	漁業生産部長	内田 浩
島根海区漁業調整委員会	事務局長	原 修一
	主任書記	渡邊朋英
	書 記	岡本 渉

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和4年3月14日

議長 中東 達夫

議事録署名者 南 憲史

議事録署名者 月森 久樹